

# 日野市地域防災計画の改定(素案)に対する意見募集の結果について

## 【パブリック・コメント手続の実施概要】

### 1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 令和3年8月23日(月)～令和3年9月22日(水)
- (2) 意見募集方法 広報、市HP、防災安全課、七生支所、豊田駅連絡所、図書館に素案を設置
- (3) 意見受付方法 郵送、FAX、電子メール、防災安全課窓口

### 2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出件数：8通・52件

#### <提出意見の内訳>

全般に対する意見	4件
震災編に対する意見	28件
風水害編に対する意見	3件
資料編に対する意見	9件
その他ご意見	8件

- (2) 意見の概要と意見に対する市の考え方 下記の通り

## 【意見の概要と意見に対する市の考え方】

### 全般の意見

No	ページ	ご意見の内容	市の考え方
1		●パブリックコメントに対する市の姿勢について →このような意見聴取をする場合、市民に事前に広く周知する時間をとること。 また、事前の説明会等の場をもって計画の中身をご理解頂くようにすること。 (コロナ化でも工夫しだいで可能)	地域防災計画(素案)パブリックコメントの募集については、広報ひの8月号と市HPで周知しておりました。また、素案策定にあたっては庁内専門部会を開催し市民の方を交えた意見交換を行ったほか、本計画の承認を図る日野市防災会議においても、市民の代表者の方に参画頂く予定です。 事前説明会開催については、今後の課題とさせていただきます。
2		●素案資料の全般について →施策計画の内容について、資料では「具体的な施策」とありますが、具体的になっていない内容が多く、各施策についてPDCA評価出来るための計画にしてください。 例えば、P34 ○女性防災リーダーを増やす・育成する。とありますが 対象の人材は、どういう方で何人を想定し、その方に何をすれば、リーダーになるのか等の具体的な施策をどう行うのか、その施策の効果は、その具体的な指標を年度ごと明確化すること。	市では、これまでも組織内リーダーの育成支援を行っておりますが、リーダーにはさらに女性の人材を増やしていくことを目指します(行政の審議会等では、一般に委員の3割以上は女性の参画があることが望ましいと考えられているため、地域防災に係る組織への女性の参画についても、3割以上の参画を目標とします)。 地域防災計画は、総合的な計画であるため、その性質上、施策内容については、方針の記載にとどめています。より具体的な施策の展開については、各マニュアルや個別の計画で定めてまいります。

3	<p>●自主防災組織について →市の素案には、市が自主防災組織について、依存する記述が多いなかで私の地域の自主防災組織は、自治会の機関としての位置づけとして組織されており、その推進役は、毎年の改正役員等が行い、活動は、自治会の毎年の総会で決定し、推進されています。 現在、自治会への未加入者からは、役員が回ってきたら大変とか、高齢で出来ない、等々以上のことから、市が期待するほどの運用になるかが問題である よって、私は、組織の職務を行うために、平時から訓練等を行って、自らもその活動に意欲と使命感を持った人材を地域ごと任命して体制づくりすべきと思いますがどうでしょうか？（無報酬のボランティアであるが、活動費・手当等の支給を費用弁済する）</p>	<p>市では、自主防災組織の活動推進のため、設立や運営方法などについての相談、防災資機材の貸与、自主防災組織リーダー研修（防災市民塾）の実施等の支援を行っております。防災活動に係る人材の育成、体制づくりについても引き続き推進を図ってまいります。 また、自治会や自主防災組織のみならず、避難所に避難する可能性のある方すべてを対象として、避難所ごとに組織される地域自主防災会の活動も推進してまいります。</p>
4	<p>日本国として災害は避けられず、国、都、企業等で防災に関する様々な実証試験が行われている。できれば最新技術として実証試験を極力取り込んでいくような体制づくりをお願いしたい。 IT、IoTを活用した災害に強いまちづくりも一つの案と考える。できれば適切な箇所に記載願いたい。</p>	<p>IT技術等の活用として、災害情報を広く確実に伝達するため、インターネット、緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）等の多様な広報手段を実践しているほか、災害時の避難所の混雑状況を市HPで発信する等の取り組みに着手しています。また、ラインや防災メールといった手段の連動も検討しており、今後もIT等を活用した災害に強いまちづくりを目指してまいります。</p>

地震災害対策編

No	ページ	ご意見の内容	市の考え方
5	19	<p>公共的団体に「南多摩獣医協会」との連携を望む。ペット問題はペット同伴避難が必須であるため、ペットに関する団体とは連携をとっておく必要があると考える。</p>	<p>日野市では、（公社）東京都獣医師会南多摩支部と「災害時における動物救護に関する協定」を締結しています。今後、市担当部署とも協議し、連携方法等について検討してまいります。 日野市では、「災害時ペット対策の心得と準備について」を作成し、災害時ペット対策の周知を図っております。ペットの避難については、同行避難の呼びかけを行っております。</p>
6	22	<p>市民への防災知識の普及・啓発に、防災士の育成に関する支援も検討していただきたい。</p>	<p>防災士の育成について、今後取り組む具体的な施策において参考とさせていただきます。</p>
7	28	<p>第2節 自己備蓄の推進 IV. 具体的施策 (ア) 突然起こる震災時は飼い主のペット用品持ち出し困難な場合が考えられます。大地震の直後は何れも余震揺り返しが起こる。その中、ペット飼い主が危険な家屋に入って二次災害にあわないように、安心して被災動物と避難所に避難できる環境が必要と考える。避難所防災倉庫に最低限の被災動物収容用ケージやペットフードなどの備蓄を考慮が必要。</p>	<p>ケージ、食料等のペット用品は飼い主の皆さまの責任において同行避難時に準備頂きます。 なお、日野市では、災害が起きた時のための準備にお役立て頂けるよう「災害時ペット対策の心得と準備について」を作成しました。また、「四小地域ペット同行避難準備会」では、災害時にペットと飼い主と一緒に避難するための手引きとして、市内獣医師監修のもと、「ペット防災手帳」を作成しました。 これらの資料をご活用頂けると幸いです。 <a href="https://www.city.hino.lg.jp/kurashi/sumai/pet/1011573.html">https://www.city.hino.lg.jp/kurashi/sumai/pet/1011573.html</a></p>
8	28	<p>第2節 自己備蓄の推進 IV. 具体的施策 (ア) 飼い主がペット用品持ち出し困難な場合が考えられ、各学校避難所防災倉庫に最低限の被災動物収容用ケージやペットフードなどの備蓄が必要。</p>	
9	28	<p>第2節 自己備蓄の推進 IV. 具体的施策 大規模災害時は飼い主がペット用品持ち出し困難な場合が考えられ、各学校避難所防災倉庫に最低限の被災動物収容用ケージやペットフードなどの備蓄が必要。また、ペット飼い主が安心して避難所への避難を行えるよう、過去の事例に習い整備すべきと考えます。</p>	
10	32	<p>地区防災計画の取り込み 市民と行政との協働がどのような形で行い、行政からの地区防災計画策定支援は何をするのか具体的に示していただく必要がある。また、調査・計画では内水ハザードをいかに行うのかも重要です。</p>	<p>地区防災計画は、共助の取り組みとして市内の一定の地区に居住する市民等（事業者含む）の団体により作成するものとなります。地区防災計画を日野市地域防災計画に位置づけを行うものとして地区の団体より提案を受けた際は、日野市地域防災計画との整合の点検および助言などの支援を行います。 内水氾濫につきましては、関係部署とも協議しながら、ハザードマップ作成を目指してまいります。</p>
11	36,37	<p>(ア) 名簿提供機関に「社会福祉協議会」が明記されていない。災害対策基本法49条の十一 2で社会福祉協議会が明記されており、内容不備と考える。 (イ) 予防避難を効果的に行うために名簿提供機関に日野市と協力締結を行った「バス」「タクシー」「介護保険事業者（移送サービス事業者）」「民間救急業者」を含めるよう提案する。</p>	<p>(ア) 社会福祉協議会とは、名簿の活用方法等について、十分に協議ができていないため、対象には含めておりません。名簿の提供先については、今後連携方法等が確立されれば、追記してまいります。今後も、名簿の有効活用のための施策を推進してまいります。 (イ) 要配慮者の避難方法等については、今後個別避難計画を順次作成していく予定です。その中で、民間事業者等のご協力が得られるようであれば、個別に情報の共有を行ってまいります。</p>
12	50	<p>第2節 道路・橋梁・下水道の整備の他に、ネットワークの整備も行政として進めて頂きたい。現状の社会では、ネットワークはライフライン化しており、アドホック通信など災害に強いネットワークの整備も追加していただきたい。</p>	<p>災害時に強いネットワークをまちづくりの施策に盛り込むことについて、今後の取り組みの参考とさせていただきます。 なお、災害応急対策活動における通信網の整備については、地域防災無線（防災用MCA無線）、消防救急無線、衛星電話等、災害に強いネットワークの整備を進めております。</p>

13	61	課題に、市の公共施設の設置場所がある。例えば鹿島台地区センターは、土砂災害警戒区域内に設置されており、また耐震の強化もされていない。公共施設は地域住民が集会する場所でもあり、集会中に土砂災害が発生した場合、行政として大問題となる。早急に公共施設を安全な場所に移設、新設することが急務と考える。したがって課題に記載していただきたい。	市施設の耐震化については、施設の用途や性質などを総合的に判断しながら順次耐震化を図っていきます。土砂災害警戒区域に位置する施設については、気象庁や市から土砂災害警戒情報や避難指示等発令された場合には、使用しないようにしてください。
14	89	避難所におけるペットに対する支援対策が必要である。 (ア) ペットが1匹で逃げてくるわけではない。必ず飼い主がセットになる。また、防災計画はあくまでも人への計画であり、動物愛護の計画ではない。表現的に「ペット」と限定すると「ペット飼い主」への配慮が欠けてしまう。「避難所におけるペット飼い主に対する支援対策が必要である。」と表現すべきだ。	ご指摘を踏まえ「避難所におけるペット及び飼い主に対する支援対策」として修文いたします。
15	89	第5節 避難対策 (ア) 自治会の災害時初動マニュアルには「災害時ペット同行避難」を示している。飼い主が、「ペットを連れて行く」と他の方に迷惑がかかる」「小型犬で寒さに弱いので健康被害あう可能性がある」「頭数が多いので連れていけない」などを理由で躊躇せず、速やかに安心して避難所への【避難判断】ができる【避難所環境と配慮】が必要である。 (イ) 過去の災害時事例から、特に高齢の飼い主はペットと危険な状態の自宅に留まり続ける事例が多くある。躊躇せず、速やかに安心して避難所への【避難判断】ができる特別な【避難所環境と配慮】が必要である。	ペットの避難については、飼い主の皆さまの責任でもって同行避難頂く必要があります。飼い主の皆様に対しては、災害が起きた時のための準備にお役立て頂けるよう「災害時ペット対策の心得と準備について」等の資料を作成しております。また、「四小地域ペット同行避難準備会」では、災害時にペットと飼い主と一緒に避難するための手引きとして、市内獣医師監修のもと、「ペット防災手帳」を作成しました。これらの資料を活用の上、市としてもペット同行避難の準備等について引き続き普及啓発を図ってまいります。 <a href="https://www.city.hino.lg.jp/kurashi/sumai/pet/1011573.html">https://www.city.hino.lg.jp/kurashi/sumai/pet/1011573.html</a>
16	89	「避難所におけるペットに対する支援対策が必要である。」とあるが、避難所運営マニュアルを作成するに当たり、ペットの避難場所を明記するに変更いただきたい。事前に確保しておくことにより、ペット同伴避難者の安心や安全に繋がり、また、その他の避難者の理解を得やすい。同様に、「ペット用の避難場所を確保するにあたり、施設管理者の協力体制を整える必要がある。」について「施設管理者はペット用の避難場所を確保する」に変更していただきたい。	ご意見について、指定避難所につきましては、ペットスペースの確保を行う予定であります。ペット用の避難スペースについては、すべての施設で確保可能ではないため、素案の通りの記載としております。
17	89	第5節 避難対策 Ⅱ. 課題 ペット用の避難場所を確保するにあたり、施設管理者の協力体制を整える必要がある。 (ア) 被災動物保護センターの早急に立ち上げられるような計画が必要と考える。過去事例の新潟県中越地震被災動物救済本部活動などを参考にしても良いのではと提案する。また、大規模震災時では飼い主が亡くなり、行き場をなくすペットも少なくない。被災動物保護センター収容のペットを最後まで愛玩動物として全うできるように、収容無期を提案したい。	市は必要に応じ動物救護所及び臨時動物保護所を設置するものとしております。この際、獣医師会に対し協定に基づく支援を要請するほか、都が設置した「動物救援本部」と連携し、動物保護施設への動物受入れや譲渡等の調整、引き取り先や移送先等の把握に努めるものとしております。
18	89	第5節 避難対策 (ア) 過去の災害時に避難所に連れていく事ができないと、ペットと危険な自宅に残り死亡したという飼い主のニュースが散見される。飼い主が躊躇せずに避難所へ避難できる避難所環境と配慮が必要である。 (イ) コロナ禍の制約により、避難所内の収容人数減っている。学校の判断任せにはせずに行政主体で全ての教室を避難所として開放する必要がある。	ペットの避難については、飼い主の皆さまの責任でもって同行避難頂く必要があります。飼い主の皆様に対しては、災害が起きた時のための準備にお役立て頂けるよう「災害時ペット対策の心得と準備について」等の資料を作成しております。また、「四小地域ペット同行避難準備会」では、災害時にペットと飼い主と一緒に避難するための手引きとして、市内獣医師監修のもと、「ペット防災手帳」を作成しました。これらの資料を活用の上、市としてもペット同行避難の準備等について引き続き普及啓発を図ってまいります。 <a href="https://www.city.hino.lg.jp/kurashi/sumai/pet/1011573.html">https://www.city.hino.lg.jp/kurashi/sumai/pet/1011573.html</a>
19		コロナ禍において、避難所内のスペースは絶対数が減っている。とくに震災時は長期の避難所運営が予測される。日野市主導にて危険物取り扱いしていない全教室を避難所として開放する必要がある。	新型コロナウイルス感染症対策として、避難所のスペースを確保するため、指定避難所となっている日野市立小中学校については、教室も含めて開放する方針です。そのほか、必要に応じて予備的な避難所も開設することで、避難スペースの確保に努めてまいります。
20	90	(14)として、「ペット用の避難場所の確保（できればペット同伴避難）」を追記願いたい。	ペット用の避難場所の確保について、「(13)ペットの受入体制のルールづくり」として、改定する避難所運営マニュアルに盛り込む予定です。
21	91	第7 ペット対策「災害時における動物救護活動に関する協定に基づき」 (ア) 具体的にどのような団体とどのような協定を結んでいるのかの記載がない。P16に「(8) 関東地方環境事務所「行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関する事」とあるが、状況確認のみで救護への協定内容がない。協定内容の追記が必要と提案する。	災害時における協定について、資料編「第14節 協定・災害協定等一覧」に整理しております。紙面の都合上、協定文の掲載は見送っておりますが、逸走・負傷したペットの保護、避難所等での動物飼養状況の把握、獣医師の派遣等を行います。
22	95	Wi-Fi アクセスポイント等があってもインターネット網が使えなければ意味がない。災害時にはアドホック通信が有効手段と考え、アドホック通信の構築を記載願いたい。	災害時に強いネットワークをまちづくりの施策に盛り込むことについて、今後の取り組みの参考とさせていただきます。

23	96	「対応策のマニュアルの整備を進める。」 (ア) いつまでにとどのように行うかの指針を本計画に定めないと、実効性にとぼしくなってしまう問題だ。いつまでにとどのように行うかの指針を入れて実効性を高める事を提案する。	職員用の避難所運営マニュアルは既に作成されており、ペットの受け入れについても盛り込んでいます。また、今後、訓練等を行いながら、その教訓を踏まえて随時改定してまいります。
24	96	車両による避難の抑制 (ア) 今現在、日野市職員自ら台風時に自家用車で避難所へ避難することができると公言していることが散見される。特に震災時は緊急車両用道路の確保などで道路が封鎖され、自家用車が立ち往生し、乗り捨てられる可能性がある。啓蒙活動の一貫性を求める。	風水害時には、要配慮者を中心に、車両での避難の可能性は考慮しております。また、車両の退避場所としての利用について、イオンモールや日野自動車と協定を締結しており、車両の退避場所の確保に向けた取り組みを行っております。震災時には、ご意見の通り、車両避難が大きな支障となる可能性があるため、風水害時と震災時の違いについて、周知啓発に努めてまいります。
25	96	市外に避難した市民への支援体制の構築について。 (ア) 2011年東日本大震災時には太平洋海底ケーブルが多数断線した。不幸中の幸いだったのは比較的米国と日本間の海底ケーブルが生きていたことで通信網が確保できた。また、国内の通信網も迂回ルートが確保でき、多少の遅延や欠損はあったが通信ができる状態であった。昨今の大手銀行システムダウンなどを見ると、運用面のヒューマンエラーが原因でバックアップ装置が機能しないことが目立つようになっている。今後の震災時に何かしらの原因で迂回ルートが確保できず、全国的な通信不良に陥る可能性はゼロではない。インターネット網以外のアドホック通信やトランシーバなどを活用した市民支援体制も必要だ。	市は、市内123か所に設置している防災行政無線屋外拡声子局から防災情報等を発報しているほか、インターネットによる市からの情報発信についても、災害によるシステムダウンを最小限にとどめ、迅速なシステム復旧を行えるよう対策を講じています。また、すべての指定避難所に下記の配備を完了しています。 ・防災行政無線 ・災害時用公衆電話（特設公衆電話）回線 ・災害時用のWi-Fi環境 さらなる通信手段の拡充については、頂いたご意見について参考にさせていただきます。
26	99	市は、各鉄道駅沿いに帰宅困難者一時滞在施設の確保に努めるとともに、開設基準や運営マニュアルの作成及び一時滞在施設における支援物資等の計画的な備蓄を進める。P100鉄道事業者との連携体制の構築 (ア) 安全確認ができるまで電車運行は停止すると推測される。大規模震災時は道路の状態も安全が担保できないうえに、地元住民ではない方にとって不慣れな場所を移動することになる。帰宅困難者一時滞在施設として電車車両を使用できるように協力体制の構築を提案する。	帰宅困難者一時滞在施設に電車車両を使用することは難しいと考えます。帰宅困難者一時滞在施設の確保については、民間施設を含め引き続き検討いたします。
27	102	西東京バスが設置したバスロケーションシステム表示機に災害時にバスの運行状況、避難所、帰宅困難者一時滞在施設の場所等の表示を行うことについて西東京バスと協定を締結した。（平成26年2月） (ア) 非常に高く評価する。他の企業や警察の無線などとも協定を締結していただきたい。2011年東日本大震災時に田町駅で被災し、新宿駅までをバスを活用した。その際にバスの無線は生きており、運転手の機転により多くの情報を得ることができた。震災時のバスは個人的にも非常に力強い情報網になりえると考えます。	ご意見を踏まえ、市民への情報発信の観点も踏まえた企業や警察との災害時協力について検討いたします。
28	106等全般	「物流事業者と連携し、」とあるが、食料・飲料等の物流だけでなく、全般的は搬送として、ドローンの活用を記載願いたい。防災倉庫に配備とまではいかないとしてもドローンの購入・配備をし、操縦士の育成を事前に行っておく。 ドローンであれば、食料のみならず医療物資、装置部品などなど活用範囲は広いと考える。	災害時のドローンの活用については、主に情報収集を目的として「特定非営利活動法人クライシスマップーズ・ジャパン」や「総合警備保障株式会社」と協定を締結しております。その他のドローンの利用方法については、今後の検討課題とさせていただきます。

29	108	<p>南平一丁目災害時対策強化について  (ア) 多摩丘陵地にひとつも災害時緊急給水場がない。平地とは異なる条件、下り坂で持ち帰る事ができる丘陵地上での給水場は加えるべきだ。  (イ) 鹿島台地区広場及び鹿島台公園整備  ① 広場機能を維持したまま、緑豊かなコミュニティ機能を有する防災センターの建設  1. 鹿島台自治会では新センター建設や飼育動物、建築基準法が改正された昭和56年(1981)5月以前の建築かの調査等を含めた防災意識アンケートを2018年6月から7月にかけて全会員およそ500戸に対して行った。  2. 東京都発表の震災時予測数字は日野市全壊棟数 3314棟が全壊棟数とされている。日野市の公表されている木造建築3万3941棟、それ以外1万1258棟 計4万5199棟を鑑みると概算ではあるがおよそ7%が全壊すると計算される。日野市公表でフェルミ推定すると南平1丁目は1000世帯2000人、およそ70世帯が全壊予測され、140人は3年程度の避難所生活しなければならない推定となる。  ② 災害時にも使用できる災害時トイレ設置  ③ 災害時給水施設  1. 見晴公園給水塔からの災害時水道管及び蛇口の設置  2. 丘陵地の生活水確保を目的とした新規防災井戸の設置  3. 応急給水用仮設給水器の市内無償貸与  ④ 災害時太陽光発電付き電灯の設置  1. 2018年12月22日に夜間避難訓練を18時以降で実施したところ、16時台から辺りは暗くなり、本部設営もままならない状況であった。  (ウ) 一時避難場所及び避難所への行き先表示設置(電信柱または街灯など) ※西、東、中央道路にだれでもわかるような掲示がされていない。  (エ) 水道管路耐震化は日野市では34%達成しているそうだが、2018年日野市へ具体的な市内状況を確認したところ「東京都へ移管された為に全く把握していない、東京都へ確認をしてほしい」と返信があった。大震災時の東京都事務手続き混乱している最中に、水道管地図データを有していない日野市は「最善とはいかずともベストな対応」ができるのかいささが疑問である。たとえば断水原因場所特定や復旧予測をみこした緊急給水場所設定は水道設備地図データがない状況で可能なかを問いたい。日野市防災計画2018年2月27日公开发表されているライフライン95パーセント回復予測を60日以内とされているが可能なのだろうか甚だ疑問だ。  (オ) 防災無線放送がエコーして聞こえない場所が多い。音響設計を再度実施して、必要な個所に適宜設置するなどを希望する。</p>	<p>(ア) 市内には5か所の災害時給水ステーションがありますが、災害時には立地や被害の状況を踏まえ、避難所への応急給水車の配備等の支援を行います。  (イ) (ウ) ご意見について、避難所や避難場所の整備については、市全体の課題となっております。今後、市全体として、避難所や避難場所の確保に努めてまいります。  (エ) 水道管路の整備及び復旧については、ご意見頂いた通り東京都の所掌となっておりますが、断水箇所への給水対策等、災害時には日野市も東京都と協力の上で対応を進めていきます。  (オ) 災害情報の伝達は、停電や機器・システム等に予期せぬトラブル等があることも想定し、共通の情報を可能な限り多様な伝達手段で伝達することとしています。屋外拡声器を用いた防災行政用無線(同報系)での伝達については、音声による伝達が難しい面もあることから、緊急速報メール、メール配信サービス等の屋内で受信可能な手段を組み合わせる予定です。</p>
30	111	<p>市外からの広域的な救援物資の受入・保管・仕分・配送を円滑に行うため、物資集積所(地域内輸送拠点)を指定している(日野市市民の森ふれあいホール、日野市役所、南平体育館)。  (ア) これまでの大規模災害時には各地から避難物資が届き、これらの分配や倉庫確保、物流の問題が発生している。日野市には大きな物流拠点をもつ企業が少なくない。大規模災害時における避難物資物流を委託し、避難物資一括受け入れ・分配をスムーズに行う必要がある。また、必要な物資は災害発生時から時間とともに変化する。外部に向けて、何が過剰で何が足りないかの発信方法を前もって決めておくことも視野にいれるべきだ。日野市市民の森ふれあいホール、日野市役所、南平体育館を想定しているようだが、これまでの大規模災害を見ても、物流に長けている人材も物流システムもない場所での円滑な受け入れ分配は非常に難しいと考える。再考を求める。</p>	<p>素案策定にあたり、物資輸送に関する市内プロジェクトチームを設置し、対策検討を行っています。災害時の物資受け入れ・配送に係る詳細な対応については、別途マニュアル策定により決めていくこととしています。また、国によるプッシュ型の物資支援の受け入れについても、東京都と調整し、円滑な受け入れが可能なように、調整を図ってまいります。また、令和3年度に「ヤマト運輸株式会社」と「災害時における緊急物資輸送及び物資配送等拠点の運営に関する協定」を締結しており、災害時には、物資輸送及び物資輸送拠点の運営について専門的なご協力や助言をいただき、円滑な物資の集配に努めてまいります。</p>
31	112	<p>第9節 要配慮者対策 要配慮者の支援は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という地域の連帯感に基づく  (ア) ノウハウや物資が少ない地域住民に半ば手放しに丸投げされてしまっは、個々の地域によっては大きな差が生じてしまい不平等さを生む原因となってしまう。あくまでも行政主体で動く形にするべきと考える。</p>	<p>災害時における行政機関の緊急的な支援には限界があるため、要配慮者支援についても共助の取り組みが必要です。平時においては、行政による防災環境の整備や要配慮者支援に向けた防災対策を行うことにより、要配慮者支援体制の確立に努めていきます。</p>
32	125,126	<p>災害ボランティアセンターが禁止した(マッチングしない)危険作業(重機作業、チェーンソー作業、屋根上でのブルーシート張り、バールでの床剥がし、床下に潜っての泥だし作業、など)を団体/個人で直接に請け負うしくみがある。(時として、社協は全否定するが)  →運営形態を検討しておくべき  例: 事前登録制</p>	<p>災害ボランティアについて一般ボランティアの事前登録等、ご意見を参考とさせていただきます。</p>

風水害・特殊災害対策編

No	ページ	ご意見の内容	市の考え方
33		<p>地域防災計画案(風水害編)では、冒頭の第1章風水害対策の計画的推進 2計画の前提では「近年、市街地の拡大に伴い地域の持つ保水、遊水機能が低下し、いわゆる都市型水害と言われる浸水 被害の危険が日野市においても高まっている」と述べており、令和元年の台風19号では多くの浸水被害が発生していると書かれているが、内水氾濫対策について具体的な記載がない。</p> <p>そこで、第3章災害に強いまちづくり 第1節防災空間の確保および第2節水防対策について次の要望をする。</p> <p>①河川整備は時間50mm対応で推進するとなっているが、近年の豪雨はこれ以上であり、50mmの1.5倍の雨量対応としてほしい。</p> <p>②内水氾濫を防止する対策として、河川・水路下流にある公園や農地を利用して、雨水貯留の遊水地を整備してほしい。</p> <p>③洪水ハザードマップの浸水区域には、洪水時の避難施設がなく緊急の徒歩避難ができないため、浸水区域内に3F以上の避難施設を500m以内の間隔で設置してほしい。特に、浸水深の深い第4小学校付近や万願寺駅付近には避難対策拠点を設置してほしい。</p> <p>④洪水浸水区域は、低層住宅しか建てられない地域が多い現状だが、緊急時に建物内で垂直避難ができるように、3F以上の建物が建てられる用途地域に都市計画を変更してほしい。</p>	<p>①時間雨量50mm対応河川整備については、東京都が定める中小河川整備計画（河道整備）に基づく整備計画となっています。</p> <p>②内水氾濫対策については、今後、内水氾濫浸水想定区域の把握を行っていく予定です。その結果も踏まえて対策や避難計画について検討してまいります。</p> <p>③④緊急時の避難は、近くの堅牢な建物の2階以上へ避難頂くなどの対策が必要ですが、台風・集中豪雨等の洪水のおそれがある時は早期から浸水のおそれのない避難場所へ避難頂くことを原則に行動して下さい。</p> <p>万願寺地域については、万願寺駅を特別緊急避難ステーションとして活用できるように多摩都市モノレールと協定を締結しております。具体的方法等につきましては、今後調整を図ってまいります。</p>
34	251～263	<p>第3章 火山災害対策について</p> <p>○ 堆積した火山灰を清掃するには、乾いたままと、大量の火山灰をあびることとなるので避けるべきである。</p> <p>○ 事前に水をかけると作業はしやすくなるが、水を含むと重量が増すため、特に屋根の上での作業には注意が必要である。</p> <p>(ア) 火山灰は水を含むとコンクリートの様に固くなり、清掃が困難になる場合がある。この記述は適切なのかを問いたい。</p>	<p>細かい火山灰の吸引や目への刺激等防止や、灰を集めやすくするため、事前に少量の水をかけることは効果があります。屋根に積もった火山灰等は濡らし過ぎないように注意が必要です。</p>
35	265	<p>(2) 地域除雪活動の推進</p> <p>「○ 住宅及び私有地における除雪活動は、原則としてその所有者・管理者が行う。」とあるが、実際高齢者が多くなってくるとなかなか難しい状況の箇所も多々あるので、多くは求めないが、市民だけでなく、企業団体、宗教法人等の団体にも除雪体制を確立を努め、周辺道路の除雪や融雪剤の散布などの協力をお願いする体制を確立することを追加してください。</p>	<p>市では、通行止めの措置を実施した急坂やバス路線などの市道を優先的に除雪する予定です。市内全域を短時間で除雪することは困難なため、日常生活道路や各家庭の全面道路については、周辺にお住いの皆様のご協力をいただくこととなります。企業等につきましても、私有地・周辺道路の除雪についてご協力いただけるように呼びかけを推進してまいります。</p>

資料編

No	ページ	ご意見の内容	市の考え方
36	43	<p>●自主防災組織の任務について</p> <p>→ あくまでも自治会の中での活動になるので、市から任務という言い方で言われるのは、どうでしょうか？ 任務の範囲も資料の記載どおりになっていない。出来る範囲での対応でしかなく現実的には、いろいろ課題が多いことをご理解ください。</p>	<p>ご意見を参考とさせて頂き、自主防災組織の活動への協力として、地域特性に応じた防災訓練、防災研修会や防災講座等、市としての支援を引き続き行っていきます。</p>
37	47	<p>① 設立や運営方法などについての相談</p> <p>とあるが、自主防災会に比較し、複数の自治会や、避難所、避難場所の管理者（学校であれば校長など）等、ステークホルダーが多く、地域自主防災会の設立は困難である。実際P48の表を見ると、H24が最初で、それから10年以上経過するにも未だに設立されていない場所が多い。避難所・避難場所は地域の住民だけが避難するわけではなく、近くにいた他地区の人や外国の方など、様々な方が避難するわけである。したがって、受動的ではなく、能動的に働きかける表現にしていきたい。避難所マニュアル等、地域特性はあるものの、大きくは変わらない。市として積極的におよび横断的に対応していただきたい。中学校はまだ全く勝手つかずの状態は非常によろしくない事態と考える。</p>	<p>ご意見を参考とさせて頂き、地域自主防災会の設立に積極的に参画していくことや、多様な避難者へのケアについて検討を進めてまいります。</p>

38	48	<p>●地域自主防災会一覧について</p> <p>→例えば、南平小学校で防災会有無が〇になっていますが、会への参加 自主防災組織は、具体的にどの組織が参加されているのか分かる資料にしてください。</p> <p>さらに、資料では、ありませんが、指定避難所ごとに地域自主防災会が作られるのでしょうか、その場合、七生中での状況も分かる資料にしてください。</p> <p>さらに、地域自主防災会という会の会則等の内容を分かるように記載してください。</p>	<p>地域自主防災会は、指定避難所ごとに組織されます。現在組織されているのは小学校の指定避難所のみであり、七生中には地域自主防災会はありません。地域自主防災会については、地域住民主体の組織となっており、その参加団体や組織体系については様々です。市でもすべてを把握できているわけではありませんが、ホームページにて参加団体等について可能な範囲で公表しております。</p> <p>会則については、定型なもの存在していません。マニュアルが作成されており、公表のご希望がある組織については、市ホームページでも公開しておりますので、ご参考にしてください。</p> <p><a href="https://www.city.hino.lg.jp/kurashi/annzen/bousai/1010396/index.html">https://www.city.hino.lg.jp/kurashi/annzen/bousai/1010396/index.html</a></p>
39	77	<p>震度階による解説はあるが、通常の震度計であればgalだと想定する。そうであれば、gal値の換算も必要と考えるため、追加してほしい。</p>	<p>本表は震度階による人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況を示す気象庁解説となりますので、galによる解説は掲載しておりません。</p>
40	115	<p>指数についての記載があるが、計算式がない。計算式がなければ指数の意味がどういうものなのかわからない。計算式を載せていただきたい。</p> <p>また、流域雨量指数の説明があるが、流域雨量指数を表で利用していないため、利用した表の追加が必要です。</p>	<p>気象庁により、最新版の大雨警報・大雨注意報等基準について発表があり、流域雨量指数を含めた発表基準を示す表に変更いたします。</p> <p>算出過程については、気象庁で検証するものであることから掲載しておりません。</p>
41	116	<p>この表の見方の説明が必要と考える。意味が不明。なお、現状の土砂災害は降雨量の多さだけでなく、1時間雨量等がそうでもないが、長雨で発生する可能性もあり、また降雨が終了したあとも発生する可能性がある。まずは、一雨雨量（総雨量）での監視と一雨とするための無降雨時間を24時間等長くした一雨雨量の監視が必要と思われる、さらに降雨終了後、数十時間の監視も追加で記載ほしい。</p>	<p>土砂災害警戒情報は東京都と気象庁で共同発表されます。市は通常は都と気象庁の発表に基づく避難情報等の発表を行います。システム障害時等においては同表の雨量基準等を目安に、土砂災害に対する警戒を強めていきます。</p>
42	123	<p>●震災時指定避難場所・風水害時指定避難場所について</p> <p>→ NO20 日本野鳥の会WING跡地が記載されていますが、現場は、荒れた草むらの傾斜地のままで、いつまでに整備されるのか？</p>	<p>日本野鳥の会WING跡地については、市担当部署とも協議し、草刈りの頻度を増すなどの対応を行うことで、指定避難場所としての機能を確保するように努めてまいります。</p>
43	129～132	<p>●指定福祉避難所について</p> <p>→ 南平地域にないのは、どのようなことか教えてください。</p>	<p>福祉避難所は、福祉施設等のバリアフリー体制が整備された施設を対象に指定しています。今後とも公共施設のバリアフリー化のほか、民間の福祉施設等を対象に福祉避難所の整備推進を図り、各地域への福祉避難所の整備を目指します。</p>
44	135	<p>●風水害時指定避難所について</p> <p>→ 唯一 七生中エリアに避難所がないので、再考願います。</p> <p>資料P136～ 予備的避難所 も都立南平高等学校のみとほとんどない勝手な見解ですが、南平高等学校を避難所には、出来ないのでしょうか？</p>	<p>浸水地域においては、地震時の避難施設についても浸水のリスクがあるため、風水害時の避難所として適さない場合があります。風水害時には、気象情報・避難情報に注意頂き、お住いの地域から離れた避難所へ避難する必要があることもご理解ください。</p> <p>南平高校については、予備的避難所としての協定を締結しております。災害の状況に応じて避難所として活用できるように調整してまいります。</p>

その他ご意見

No	ページ	ご意見の内容	市の考え方
45	118~119	東京ガス東京西支店→東京ガス（株）に修正	ご指摘通り修正いたします。
46	119	「第5 都市ガス施設」の項目に以下の文章を追記 ○ マイコンメーターの復帰操作等を記載したパンフレット、チラシの配布、およびホームページへの掲載。 ○ インターネット上の東京ガスホームページ ( <a href="http://www.tokyo-gas.co.jp/safety/index.html">http://www.tokyo-gas.co.jp/safety/index.html</a> ) に安全と防災に関する東京ガスの取り組みについて情報を掲載している。	ご指摘通り修正いたします。
47	121	○ 災害時の拠点となる本庁舎施設、指定避難所等における自立・分散型電源の設置に努める。 ○ 自立・分散型電源の導入にあたっては、太陽光発電やコージェネレーションシステム等多様な電源の中から各施設の状況等を踏まえて検討を行う。 →賛同します。 【賛同理由】 ・ 公共施設や防災拠点となる施設の機能を維持するために必要な電力確保策として、各施設において非常用発電設備の整備を進めるとともに、太陽光発電システムやコージェネレーションシステム等のエネルギー確保の多様化を図ることは重要と考えます。	ご意見について参考にさせていただきます。
48	191	「1 震災時の初動措置」内の文章のうち、以下を修正 製造所→LNG基地	ご指摘通り修正いたします。
49	255	「3 警戒宣言が発せられたときから発災まで」内の文章のうち、以下を修正 ガスメーターコック→メーターガス栓 元栓→ガス栓	ご指摘通り修正いたします。
50	53	項目「防災拠点整備（本庁舎・防災情報センター）」内の ・ 燃料貯蔵設備の設置検討、自然エネルギーも含み自立・分散型エネルギーの確保体制の検討の下に以下の文章を追加。 ・ ライフライン及び応急・復旧活動の拠点となる施設等におけるエネルギーの確保 【理由】 災害による大規模停電発生時の災害対応拠点の機能確保と、72時間を超えた停電に対する備えとして、エネルギーの自立化・多重化が有効であることから、都市ガスコージェネレーションシステムなどの自立分散型エネルギー等によるエネルギーのベストミックスを推進方針に盛り込むべきと考えます	ご指摘通り修正いたします。
51	53	項目「指定緊急避難場所及び避難所の指定」内の ○ 災害対策基本法及び施行令等に定める基準等に基づき、避難場所及び避難所を指定する。 の下に以下の文章を追加。 ○災害時に避難場所 機能等を担う民間施設に対して、コージェネレーションシステムなど、自立・分散型電源の導入を支援する。 ○災害時に非常電源としても有効な蓄池、家庭用燃料電池等の導入を支援する。 【理由】 避難施設に防災・減災に資するコージェネレーションシステムと省エネ設備等を導入し、常時CO2削減を実現しつつ災害時には避難施設としての機能を発揮します。また、住宅においては、災害時においても自宅で生活を継続できるよう、気象等の条件に影響を受けにくい家庭用燃料電池や蓄電池等の設置についても盛り込むべきと考えます。	ご指摘通り修正いたします。
52	136	「第4 都市ガス施設」の項目内の文章を以下の通り修正 東京ガス東京西支店→東京ガス（株） ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止するとともに→ ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止するため供給停止ブロックの細分化を図るとともに	ご指摘通り修正いたします。